

令和 5 年第 4 回野辺地町議会

臨時会会議録

招 集 年 月 日 令和 5 年 6 月 2 9 日（木）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 5 年 6 月 2 9 日（木）午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	新 渡 幹 夫
総 務 課	長	山 田 勇 一
企 画 財 政 課	長	秋 島 祐 成
防 災 管 財 課	長	西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課	長	長 根 一 彦
税 務 課	長	高 山 幸 人
町 民 課	長	上 野 義 孝
介 護 ・ 福 祉 課	長	飯 田 貴 子

健康づくり課長	木 明	修
建設水道課長	瀧 澤	誠
会計管理者	小 野 早	苗
学校教育課長	富 吉 卓	弥
兼学校給食共同調理場所長		
学校教育課指導室長	向 中 野 純	子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長	五 十 嵐 洋	介
兼図書館長兼歴史民俗資料館長		
総務課長補佐	田 中 利	実
総務課行政担当	佐 藤 祐	大

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	玉 山 順	一
議会事務局主幹	濱 中 太	一

議事日程（第 1 号）

- | | |
|---------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案の上程 |
| 日程第 4 | 提案理由説明 |
| 日程第 5 | 議案審議 |
| | 1、議案第43号 工事の請負契約の一部変更契約の件（野辺地町
庁舎等新築工事） |
| 追加日程第 1 | 発議審議 |
| | 1、発議第 4 号 議案第43号 工事の請負契約の一部変更契約の
件（野辺地町庁舎等新築工事）に対する附帯決
議案 |
| 日程第 6 | 閉会 |

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の 2 名を指名した

- | | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 3 番 | 木 | 戸 | 忠 | 勝 |
| 9 番 | 野 | 坂 | | 充 |

町長の提出議案

議案第43号 工事の請負契約の一部変更契約の件（野辺地町庁舎等新築工事）

議会の提出議案

発議第 4 号 議案第43号 工事の請負契約の一部変更契約の件（野辺地町庁舎
等新築工事）に対する附帯決議案

会議に付した議案

議案第43号 工事の請負契約の一部変更契約の件（野辺地町庁舎等新築工事）

発議第 4 号 議案第43号 工事の請負契約の一部変更契約の件（野辺地町庁舎
等新築工事）に対する附帯決議案

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡山義廣君） おはようございます。ただいまから令和５年第４回野辺地町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 ９時３１分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、３番、木戸忠勝君、９番、野坂 充君を指名します。

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 日程第２、会期の決定を議題にします。

お諮りします。議会運営委員会で会期日程について審議した結果を事前に皆様に配付しております。本臨時会の会期は本日１日といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

会期は本日１日と決定しました。

◎議案の上程、提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第３、議案の上程であります。議案第43号を上程します。

日程第４、町長から提案理由の説明を求めます。はい、どうぞ。

○町長（野村秀雄君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和５年第４回町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今臨時会に提案いたしました案件は、議案第43号「工事の請負契約の一部変更契約の件」１件であります。

令和４年第３回臨時会において議決を経た「野辺地町庁舎等新築工事」の請負契約について、工事請負契約書第25条第６項のインフレスライド条項の規定に基づき、請負代金を増額変更する一部変更契約を締結するため、「地方自治法第96条第１項第５号」及び「野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条」の規定により、提案するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

◎議案審議

○議長（岡山義廣君） 日程第5、議案審議を行います。

議案第43号 工事の請負契約の一部変更契約の件を議題とします。

建設水道課長から説明を求めます。はい、どうぞ。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） おはようございます。それでは、議案第43号についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第43号は、工事の請負契約の一部変更契約の件であります。野辺地町庁舎等新築工事につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づいて議会の議決を求めるものであります。

2ページをお願いいたします。請負代金21億4,379万円を22億8,679万円に変更するであります。

4ページに参考資料を添付しておりますので、御覧ください。工事の請負契約の一部変更契約の概要であります。1から4までについては変更はございません。5の契約金額であります。当初契約額より1億4,300万円の増額となり、変更契約額は22億8,679万円となります。

次のページに参りまして、変更後年度割契約額は令和4年度が1億718万9,500円、令和5年度が15億65万3,000円、令和6年度分が6億7,894万7,500円で、計22億8,679万円であります。変更のあったものは令和6年度分でありまして、変更前令和6年度分5億3,594万7,500円、変更後令和6年度分6億7,894万7,500円となります。

6の変更の主なる理由であります。賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の適用により請負代金に変更になるためであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君、どうぞ。

○11番（赤垣義憲君） そもそもこのスライド条項というものの適用をする、しないについて、ちょっと確認したいのですが、このスライド条項を適用するのは義務的なものなのでしょうか、それとも町が任意で決定できるものなのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 答弁。課長、どうぞ。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

このスライド条項の適用につきましては、業者から請求があった都度、国または県の通達によりまして請求があった場合は、それを受けなければならないというふうな感じになっております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） つまり義務という判断でよろしいのですか。

○議長（岡山義廣君） 課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） 義務と思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この5ページの契約額を見ると、令和6年度分が増額されているということになりますが、この6年度分の工事金額を増額するのに、令和5年度分の標準単価を適用した積算だと思うのですが、この理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） 今単価の適用をされているのは、今おっしゃったように、5年度分の単価に基づいて再計算されたものであります。6年度分に1億4,300万円スライド額を持っている件につきましては、まず請負者と協議の結果、6年度分に回すような状態になったものであります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） もう既に業者さんと打合せをして、6年度分を増額を5年度分の単価ということで業者間の話がついたという解釈でよろしいかと思うのですが、ということは来年度、令和6年度の標準単価がまた上がったとしても、そこはもう今その話合いで決まった5年度分を適用ですよという話合いをしたということで、来年度の増額分というのは見なくてもいいという判断でよろしいですか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣議員に申し上げます。

5年度分の単価については、もう議決していることでありますので、継続しているものでございますので、この件に関してはスライド式のほうに質問を移してください。よろしいですか。

課長、答弁。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） 今後のまた急激な物価のスライドなど発生が見込まれるのであれば、そのような請求をまた出すことも可能となっておりますけれども、現段階では再度のスライドというものは考えておりません。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君、どうぞ。

○3番（木戸忠勝君） インフレスライド条項というのは、県内で行った件名があるのですか。もしあったら、その件名を教えてくださいと思います。

○議長（岡山義廣君） 副町長、どうぞ。

○副町長（江刺家夫君） 複数年度にわたる工事というのは、町村だとなかなか事例はございませんけれども、県のほうを確認しましたら、昨年総合運動公園の水泳場、プールで1件、それから

県警本部が入っております庁舎の耐震、電気設備等 3 件、合わせて 4 件をインフレスライド条項適用したということは伺っております。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎動 議

〔「議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君、どうぞ。

○11番（赤垣義憲君） 動議を提出したいと思います。ただいま可決された議案第43号に対しまして、附帯決議案を提出したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岡山義廣君） ただいま11番、赤垣議員から議案第43号に対して附帯決議案を提出したい旨の動議が提出されました。動議の成立には、ほかに 1 人以上の賛成が必要です。

お諮りいたします。ただいま赤垣議員から提出されました動議について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 赤垣議員から提出されました議案第43号に対して、附帯決議案を提出したい旨の動議は、所定の賛成者がありましたので、成立しました。

ここで、議会運営委員会の開催のため暫時休憩します。

休憩（午前 9 時 4 4 分）

再開（午前 9 時 5 3 分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎日程の追加について

○議長（岡山義廣君） 先ほど休憩中に赤垣議員から発議第４号 議案第43号 工事の請負契約の一部変更契約の件に対する附帯決議案が提出されました。

この発議審議を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることについて採決します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議審議を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに可決されました。

◎発議審議

○議長（岡山義廣君） 追加日程第１、発議第４号 議案第43号 工事の請負契約の一部変更契約の件に対する附帯決議案を議題といたします。

11番、赤垣議員に提案理由の説明を求めます。

11番、赤垣義憲君、どうぞ。

○11番（赤垣義憲君） 議案第43号 工事の請負契約の一部変更契約の件（野辺地町庁舎等新築工事）については、インフレスライド条項（特別な要因により、工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる）によった対応である。

県からの令和５年４月１日以降適用の労務単価の運用に係る特例措置については、今回の措置に基づき請負代金額の変更の協議を行い、増額変更となった場合で、下請負人との契約に増額となった部分が含まれている場合は、下請負人との契約にもその増額を反映させるよう留意するよう求めている。

このことを踏まえ、本議案について以下の事項について附帯決議を付すものである。

町は、本契約の受注者が下請負人に対して増額分を反映させているか調査し、議会に報告すること。

以上、決議する。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この反映させているか調査するとありますけれども、調査はどこまでを調査するというような、調査の内容はどこまでを想定しておりますか。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 増額分が反映されている、いないが分かる範囲で結構だと思います。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

発議第4号について、原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 4名です。着席してください。

したがって、発議第4号は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本臨時会に付議した議案の審議が全て終了しました。

これをもって令和5年第4回町議会臨時議会を閉会します。

（午前 9時57分）